

## 特定非営利活動法人日本レスキュー協会 事務局規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本レスキュー協会(以下「この法人」という。)の事務処理の基準その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

### (組織)

第2条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、管理部、企画広報部、事業部、佐賀県支部を置く。各部の分掌は、別紙「業務の分掌」に定める。

### (職制)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局長代行
- (3) 職員

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職制を設けることができる。

### (職責)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 事務局長代行は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、事務局長代行が職務を代行する。
- (3) 事務局職員は、事務局長の命を受けて、担当する業務に従事する。

### (職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

### (事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長もしくは理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第8条 この規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規程は、2025年11月22日から施行する。(2025年11月22日理事会決議)

別紙 業務の分掌

部	分掌業務
総務部	1 理事会・総会運営 2 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 3 事務局運営における総合調整 4 人事管理 5 コンプライアンス及びリスク管理関係 6 内部通報窓口 7 規程類の制定及び改廃 8 システム運営 9 その他上記に関連する事項
企画広報部	1 経営戦略並びに中長期計画または年度計画の策定及び実行管理 2 広報、プロモーション 3 寄附金、募金の獲得 4 国内外動向調査・分析 5 その他上記に関連する事項
事業部	1 事業の推進 (1) 災害救助犬(レスキュードッグ)の育成・派遣 (2) セラピードッグの育成・派遣 (3) 捨て犬・捨て猫の保護など動物福祉・愛護活動 2 その他上記に関連する事項
佐賀県支部	1 佐賀県支部の運営 2 その他上記に関連する事項